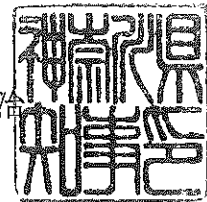




香ノ田採石場増設事業環境影響予測評価書案
についての環境影響評価審査書

平成27年8月12日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



I 対象事業の概要

神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号。以下「条例」という。）第13条に基づき、事業者である小川工業株式会社から、平成27年2月16日に提出のあった環境影響予測評価書案（以下「予測評価書案」という。）の概要は次のとおりである。

1 事業の名称

香ノ田採石場増設事業

2 事業者

小川工業株式会社

3 事業の目的

48年間にわたり事業を行ってきた現行の採石場の残存量が終掘に近づいたため、隣接地に採石場を増設し、骨材（砂利、砂、碎石など）の安定供給を図り、もって地域経済に貢献することを目的とする。

4 事業の内容

本事業は、既存の採石場に隣接して面積約38.8ヘクタールの採石場を増設し、新たに約30年間の原石採取を行うものである。また、採取した原石は既存の採石場（関連区域）に運搬し、製品の製造や搬出を行う。

なお、事業実施区域は、原石採取を行う採取区域（約23.5ヘクタール）と、現況のまま森林を残す残置森林区域（約15.3ヘクタール）とに分かれる。

5 事業実施区域

事業実施区域は、相模原市緑区小倉1906番地2他に位置する。また、予測評価書案の内容について周知を図る必要がある地域として事業者が定めた地域は、事業実施区域の周囲1キロメートルを包含する市道境松西側、市道大島32号西側、市道上大島西側、市道下九沢大島西側、市道大島115号西側、市道大島247号西側、一級河川相模川西側、市道藤木3号西側、市道下倉下河原西側、市道藤木沢北側、相模原市境界北側、大字根小屋境界東側、県道65号東側、県道510号東側、市道根小屋52号東側、市道荒久金原東側、県道65号東側、大字根小屋境界南側、大字小倉境界南側、大字大島境界南側によって囲まれる地域である。

6 事業実施区域及びその周辺の環境

事業実施区域及びその周辺は相模原市の中部に位置し、最高地点の小倉山（標高327メートル）を含む、標高200～300メートル程度の山地からなる。小倉山周辺の山林を中心に、東側に相模川、北側に相模川水系の串川が流れ、北側から西側にかけては集落や畑地、南側に小倉山自然環境保全地域及び志田山自然環境保全地域が隣接しており、多種多様な動植物が生息・生育している地域である。

山地にはコナラ等の落葉樹二次林やスギ・ヒノキ植林が広く分布しているが、尾根沿いには、常緑広葉樹のスタジイ等が優先する自然林もわずかながら残存し、オニイノデ等の暖地性の種が多く見られる。動物については、大型哺乳類のイノシシ、ニホンジカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、猛禽類や絶滅危惧種のミゾゴイが確認されている。

また、相模川沿いの県道511号（太井上依知）に並行するように首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）の建設が進められ、平成27年3月に開通している。

II 審査会の審議結果等

1 審査会の審議結果について

条例第20条第1項に基づき環境影響評価審査書を作成するに当たり、平成27年2月23日に、条例第75条第3号に基づき、神奈川県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、以降6回にわたり審議が行われ、同年8月4日に答申があった。

答申では、採取区域等の緑化計画について、生態系の復元や景観への配慮の観点から検討すべき点があるなどの指摘があった。

2 住民意見について

条例第17条第1項に基づき、予測評価書案の縦覧期間中に知事に3通の意見書が提出された。その内容は、事業実施による植物への影響、景観やレクリエーション資源に関する意見であった。

3 関係市長意見について

条例第20条第2項に基づき、関係市長である相模原市長に意見を求めたところ、自然豊かな地域において樹木の伐採や地形の改変が行われることから、緑化や移設・移植する動植物への配慮、相模川の水質、景観等への影響が懸念されるなどの意見があった。

Ⅲ 審査結果

香ノ田採石場増設事業の予測評価書案について、関係市長意見を考慮するとともに、審査会の答申を踏まえ、条例第20条第3項に基づき審査した結果は次のとおりである。

1 総括事項

予測評価書案では、事業者は圏央道の影響を考慮した調査を行ったほか、動植物の生息・生育時期に応じた調査を実施するなどの対応を図り、予測・評価を行った。その結果、一部の動植物に関し生息地の一部が消失するため、移設・移植するとしたものの、他の評価項目は、影響は小さい、又は環境配慮事項の実施により実行可能な範囲で低減が図られていると評価した。

しかしながら、約30年間という長期にわたり事業が実施されることに加え、採取区域等の緑化計画について、生態系の復元や遺伝的な攪乱の防止、景観への配慮の観点から検討すべき点などがあることや、関係市長から移設・移植する動植物への配慮などについて意見が示されたことから、環境影響予測評価書（以下「予測評価書」という。）の作成及び環境保全措置の実施に当たっては、次の個別事項に示すとおり適切な対応を図ること。

2 個別事項

(1) 水質汚濁

沈砂池から公共用水域へ排水される雨水排水の浮遊物質濃度（SS）について、予測の不確実性があること及び環境保全対策の効果を確認するため、事後調査を実施すること。

(2) 騒音・低周波音

樹木による防音効果は小さいことから、残置森林に対し衝立状に地形を残しながら掘削するなど、地形の高低差を利用した防音対策を優先的に施すこと。

(3) 廃棄物・発生土

伐採木の処理・処分について、可能な範囲で定量的な予測及び評価を行い、その結果を予測評価書に示すとともに、焼却処理量の低減に努めること。

(4) 植物・動物・生態系

ア 調査内容及び予測結果を示した図には、事業実施によって改変される区域を表示すること。

イ 森林生態系の復元を図るための長期的な緑化計画を予測評価書に詳しく記載するとともに、事後調査結果を緑化計画に反映させるための具体的な方法を検討し、併せて予測評価書に記載すること。

ウ 採取区域等の緑化に当たっては、生態系を早期に復元するために、次の点を検討すること。

(ア) できる限り郷土産の苗や、現地採取した種子を活用することにより、遺伝的な攪乱の防止に配慮すること。

(イ) 表土を活用することや、残置森林からの移入を誘導する工夫を検討することにより、自然遷移による緑化を進めること。

(ロ) マルチング材としての木質チップの活用にあたっては、専門家の意見をもとに、菌類や土壌動物に配慮した使用方法を検討すること。

エ ミゾゴイの生息環境への影響に関して、採取区域の周囲に25メートル以上の残置森林を配置するため影響は小さいとしているが、実施区域の境界部分で採石が行われる第2期（10年以降）及び第3期（20年以降）に、ミゾゴイの生息地への影響が最大になるため、残置森林の幅や発破の時期、場所など想定される影響を考慮した環境保全対策を、更に検討すること。

オ アカハライモリやエビネなどの動植物の移設・移植にあたっては、生息・生育に適した場所を選定し、将来にわたって生息・生育できる環境が保全されるよう配慮すること。

(5) 景観

フォトモンタージュによる景観の予測にあたっては、最終残壁の緑化や残置森林による視認状況に対する影響の低減の効果も含め、明らかにすること。

(6) その他

予測評価書の作成にあたっては、住民の理解が得られるよう、正確かつ分かりやすい表現に配慮すること。